

令和3年

第2回教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年2月25日(木)午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 尾花沢市学習情報センター悠美館 ハイビジョンホール
- 3 出席委員 教育長 五十嵐 健
教育長職務代理者 東海林 衡
委 員 森 山 千 洋
委 員 笹 原 謙一郎
委 員 鈴 木 瑞 穂
- 4 出席者 こども教育課長 坂 木 良 一
教育指導室長 高 橋 和 哉
社会教育課長 五十嵐 満 徳
教育相談専門員 森 山 仁
こども教育課長補佐 鈴 木 正 樹 (事務局)

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事日程
 - 日程第1 前回会議録の承認
 - 日程第2 会議録署名委員の指名
 - 日程第3 各課の報告
 - 日程第4 議第2号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
令和2年度3月補正予算要求等について
 - 日程第5 議第3号 尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議第4号 尾花沢市社会教育条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第7 議第5号 尾花沢小学校校林として借用している国有林地の返地について
 - 日程第8 その他
- 3 閉 会

会議録

1 開 会 教育長

- ・教育長
皆さん、こんにちは。
ただいまから、令和3年第2回教育委員会を開催いたします。
それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第1 前回会議録の承認

- ・教育長
はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。
先にお渡ししました「前回の会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

－ 令和3年第1回会議録署名委員による署名 －

以上で前回の会議録の承認を終了します。

- ・教育長
次に、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、2番 鈴木 瑞穂 委員、4番 笹原 謙一郎 委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

3 各課の報告事項

- ・教育長
次に、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長 資料に基づき説明する

社会教育課長 資料に基づき説明する

- ・教育長

以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

- ・委員

2月25日の国際キッズ事業推進委員会について教えてください。

- ・教育指導室長

指導主事が参加します。村山市の事業に指導主事が協力しているものです。

- ・教育長

これから市内小中学校の卒業式がありますが、昨年同様規模は縮小しますが学校ごとに若干人数の違いがあります。教育委員の皆さんには来賓として出席していただきたいとのことです。市長は出席し、挨拶しますが、挨拶は校長、PTA会長にとどめているところが多いです。

その他ないでしょうか。

ないようでしたら、次に、日程第4、議第2号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申し出について 令和2年度3月補正予算要求等について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・各課より令和2年度3月補正予算要求の概要説明を行った。

- ・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

- ・委員

福原小学校プール改修工事は、ハウスの部分だけなのか。

- ・こども教育課長

ハウスの部分の改修になります。

- ・委員

他に被害は無かったのですか。

- ・こども教育課長

玉野小学校については、若干歪んだだけです。

- ・委員

尾花沢小学校の土俵の屋根撤去とあるが、屋根は設置しないのか。

- ・こども教育課長

撤去のみの予算となります。学校側とも相談しておりますが、相撲大会のやり方も変わってきている状況にあり、当面ビニールシートをかけ管理し土俵を使う予定です。新しい屋根の設置は検討していきたい。

・教育長

オリンピック関係の事業の減額については、次年度に同様のことを行うのか。

・社会教育課長

繰越するものではなく、令和2年度予算を減額し、令和3年度で予算要求し、同じような内容で行います。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第2号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第3号「尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長

現状及び経緯についてご説明します。現状について申し上げます。現在、県の奨学金18,000円、市の奨学金15,000円という制度になっており、最初に県が募集し、そのあとに市の募集を行うため、市のおもたか奨学金の活用がなされておられません。この活用を図るということで市内の子供たちの支援、定住推進に目を向け条例改正を行うものです。

2点ございますが、1点目は、金額を県と同様に18,000円とする。2点目は、定住促進を図るという意味で、第3項に「奨学生が高等学校等を卒業後就職し、5年以上継続して市に居住しているとき」を追加し、この場合その後の償還は免除となるものです。高校卒業後または大学に進んだ子供でもこちらに戻ってくれば優遇措置があるので使っていただきたいという制度にしました。

これについては、来年度の中学3年生から対応となりますので、それぞれの中学校に説明していきたいと考えております。

議案資料の新旧対照表について説明。

・教育長

3年間奨学金をいただいて、高校卒業して1年間は猶予期間があり、2年目から返すことが始まりますが、尾花沢市に住んで4年返還すれば全額免除になります。4年以降は返す必要がなく、4年間返した分は戻ってくる。実質負担が無くなります。大学生の場合は、在学中は猶予され、卒業して1年猶予されてそこから始まります。

- ・教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
- ・委員
毎年数名は利用しているのでしょうか。
- ・教育指導室長
県の方が先に募集し、金額的に有利なので子供たちは、県に応募します。県の審査に漏れた人場合に生活困窮していて市に申し込むようになっておりますので数は少ないです。
- ・委員
県の奨学金と市の奨学金は両方受けることは可能でしょうか。
- ・教育指導室長
可能ですが、返金額が多くなるのであまり数はいません。今後は、県より先に募集をかける予定です。
- ・委員
高校3年間と大学卒業までの計7年間は可能なのか。
- ・教育指導室長
大学生は県の制度があり整っております。県に帰ってくれば有利な制度が県で整っているのです、こちらの状況をみて付け加えるものがあれば付け加えたいと考えています。
- ・委員
就職先は、尾花沢市内でなくてもいいのか。
- ・教育指導室長
元々は、市内企業に勤めてと想定しておりましたが、そこまで狭めてしまうと子供たちも厳しいものがありますので、先ず住んでもらうということ前提で設定しました。
- ・委員
尾花沢の企業に勤め、住んでもらうことであれば、企業間で優先的に採用するなど仕組みを作らないといけないと思います。仕事プラス居住を一緒にして考えないといけないのではないかと。役所だけでなく企業の方でも考えてほしい。将来に関わることをPRして尾花沢市の企業の価値を上げないといけないのではないかと。
- ・教育指導室長
コロナの影響で実現できませんでしたが、企業と高専をマッチングして中学生に提供したい講演を企画しましたが実施できませんでした。収まりましたら再度企画し実現したい。お互い交流できるような企画を設定したいと考えております。

・教育長

ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第4号「尾花沢市社会教育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

現在の玉野地区公民館を旧玉野中学校に移設するため住所の変更に伴うことにより提案するものです。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第5号「尾花沢小学校学校林として借用している国有林地の返地について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

返地箇所につきましては、牛房野地内の1.9159haの約2haの面積です。契約状況としましては、相手方については、山形森林管理署になります。契約期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日となっております。当初の契約は昭和14年となっております。農林課で契約し、予算措置は財政課となっております。返地の理由ですが、旧牛房野小学校の学校林として借用されましたが、現在は牛房野小学校が閉校し当初の目的を終了している。また、木を伐採し売却したとしても、利益は見込めず今後の維持管理経費に係る負担を考慮し返地するものです。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第5号を採決い

たします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第8 「その他」でございますが、何かありませんか。

- ・教育長
特になければ、これで令和3年第2回教育委員会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午後2時30分閉会

会議録署名委員

2番 _____

4番 _____